



会計研究広報第43号等の研究：  
その成立と事実解釈(村上義弘教授還暦記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平敷, 慶武 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00001695">https://doi.org/10.24729/00001695</a>

# 会計研究公報第29号および同43号の研究

——公報の成立とその事実解釈——

平 敷 慶 武

## I. はじめに

会計研究公報29号および同43号（以下、公報43号等と略称）は、棚卸資産会計研究にとってはバイブルである。それは、我国の「連続意見書第四『棚卸資産の評価について』」に対してばかりでなく、棚卸資産会計の理論的研究に対しても、多大の影響を与えている。

しかし、公報43号等にまつわる問題は、我国のオーソリティの間においても決着はみられていない。その議論は、文字通り十人十色である。

そこで、本稿の目的は、まずは、同公報を作成した会計手続委員会の立場に立脚して、同公報を素直に理解することである。すなわち、客観的に事実解釈を行うことである。次いで、同公報にみられる問題点を指摘することである。

このような事実解釈によって、初めて、公報43号等との関連における棚卸資産会計問題、なかんずく低価基準に関する問題は、よりよく解明されるであろう。

## II. 会計研究公報第29号「棚卸資産の評価」の成立

現在、企業の直面している状態および価格の状態を配慮するならば、正確な会計データの作成にあたって、棚卸資産評価法はきわめて緊要なものとなっている。この認識に基づいて、米国会計士協会会計手続委員会は、約十四年余におよぶ多大の研究の後、終に、1947年7月に、「会計研究公報第29号『棚卸資産の評価』」(Accounting Research Bulletin No. 29, Inventory Pricing, 以下公報第29号と略称<sup>(1)</sup>)を公表した。

---

(1) Accounting Research Bulletin No. 29: Inventory Pricing, by Committee of Accounting Procedure of American Institute of Accountants, Journal of Accountancy, September 1947, pp. 196-201.

公報第29号の成立過程は、次のとおりである。すなわち、棚卸資産評価問題を研究するための特別委員会が、1933年7月に任命された。その後、間もなく、会計原則を展開するための特別委員会が任命され、棚卸資産評価に関する課題はその特別小委員会に委託されることになった。この小委員会は、1943年1月までに、四つの『予備および試案ステートメント』を公表して、棚卸資産問題に関する議論の促進をはかってきたのである。しかし、棚卸資産評価問題は複雑であるために、「公報」はなかなか完成されなかった。その上、会計手続委員会は、第二次大戦という戦争勃発に伴って生じた特殊問題にも留意しなければならなかったために、公報第29号の公表は、1947年7月まで待たなければならなかった<sup>(2)</sup>のである。

公報第29号の設定時の研究部長はブロー (Carman G. Blough) であり、ベイリー (George D. Baily) を議長とする会計手続委員会のメンバーは21人であった。そのメンバーの中には、次のような米国会計学界のオーソリティがみられる。すなわち、ペイトン (William A. Paton), ペルベ (Maurice E. Peloubet), ヘリック (Anson Herrick), ブロード (Samuel J. Broad), スタンス (Maurice H. Stans), およびドール (James L. Dohr) 等がそれである<sup>(3)</sup>。

公報第29号は、会計手続委員会委員の少くとも三分の二以上の熟慮された見解を表明したものであって、同公報は、当委員会および研究部によって棚卸資産評価問題が考察された後、公式の投票の結果作成されたものである。すなわち、公報第29号は、会計手続委員会の全委員21人の中、19人の賛成投票によって採択されたものである。全委員の中、18人は無条件の賛成であり、残りの一

---

(2) Anson Herrick, Implication of Recent Accounting Research Bulletin, Journal of Accountancy, December, 1949, p.474. Willam Holms, The Market Value of Inventories: A Review, Journal of Accountancy, p.55.

(3) 1946~1947年間における会計手続委員会のその他のメンバーは、次のとおりである。すなわち、William H. Bell, Henry T. Chamberlain, M.C. Conic, Fred J. Duncombe, David Himmelblau, Jahn B. Inglis, Paul K. Knight, Edward J. Mcdevitt, Warren W. Nissley, Chargles S. Rockey, Walter L. Schaffer, Virgil S. Tilly, Edwin H. Wagner, C. Oliver Wellington 等がそれである。

人であるテリー (Virgil S. Tilly) は条件付賛成, 他の二人, すなわちペイトンとペルベは反対であった。公報第29号の誕生には, 次のような背景があった。すなわち, 棚卸資産評価問題がより適切に理解され, しかも, 当該問題の解決にあたって適用されるべき原則をもたらしような意見書が必要とされ, その必要性が久しく認識されていたという背景があったのである。<sup>(4)</sup>したがって, 公報第29号は, 概して, 財務会計目的上の棚卸資産評価に適用される一般原則を取り扱ったものである。実は, この「原則」について考察したところに, 公報第29号の重要な意味があったのである。そのことは, ヘリックやスタンスによって, 次のように指摘されている。すなわち, ヘリックは, 「公報が特に重要であるのは, それによって現存の実務が大きく変更されるためよりも, 同公報によって原則が採用されたためである。」<sup>(5)</sup>と述べている。また, スタンスも, 公報第29号より一年前に公表された英国勅許会計士協会の勧告第10号・「財務会計における棚卸資産の処理」(“Treatment of Stock-in-Trade and Work in Progress in Financial Accounts”)<sup>(6)</sup>に関して, 「英国のステートメントは, ……考察されるべき“根本概念”ないし探究されるべき根本目的について適切に表明するものではない。それは, 根本的で普遍的な問題を手続の観点から取り扱おうとしている点で, 著しい欠点をもつ。」<sup>(7)</sup>と評している。したがって, 公報第29号に関して, 必要なことは, 次のような要請を満たすステートメントを設定することである。すなわち, 根本概念ないし基礎概念を明確にすること, より有用に一貫した会計手続が展開されるようなフレームワークを与える規準を提示すること, および一般に容認されていること等が, それである。<sup>(8)</sup>

公報第29号の形式的特徴は, 次の点である。すなわち, 同公報は, きわめて簡潔な10箇の「ステートメント」と各「ステートメント」に関する「ディスカッション」から成っている。さらに, それらに関する「註記」や「後書」が加

(4) Anson Herrick, op. cit., p.474.

(5) Ibid., p.474.

(6)

(7) Maurice Stans, Inventory Pricing, Journal of Accountancy, February, 1946, p.98.

(8) Ibid., p.98.

えられている。これらの各「ステートメント」は、1940年6月の『予備ステートメント』で初めて提示された18箇条の基本命題がその後に発表された一連の『ステートメント』による吟味を通して収斂し、その結果、米国会計学界のオーソリティの英智として結晶したものである。

そこで、まずは、これらの各「ステートメント」について、その要旨をみていくことにしよう。

### Ⅲ. 各「ステートメント」および「ディスカッション」の意味

#### (1) 棚卸資産の定義

##### ステートメント1

『棚卸資産』という用語は、ここでは、次のような有形の動産の全項目を総称するために用いられている。すなわち、①通常の営業過程で販売のために所有されるもの、②そのような販売のために生産過程にあるもの、③販売にむけられるべき財貨や用役の生産にあたって短期間に費消されるものが、それである。」

##### ディスカッション

要するに、棚卸資産の概念規定がなされている。すなわち、棚卸資産とは、販売のために待機している財貨(商品や製品)、製造過程にある財貨(仕掛品)、生産にあたって直接または間接に費消される財貨(原材料および消耗品)である。

この概念規定によれば、長期的な償却性資産や販売のために所有されている除却された償却性資産は、棚卸資産ではない。なお、生産のために購入された原材料や消耗品が長期性資産を建造するために使用または費消されることがあっても、したがって、生産過程において究極的に吸収されないことが事実であるとしても、それが少部分である限り、当該原材料や消耗品は別々に分類するには及ばない。

このように、「ステートメント1」においては、棚卸資産の概念規定は、「販売性」の観点からなされている。すなわち、棚卸資産の定義が<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>経営的屬性の観点からなされている。

しかし、このような概念規定は、果して、<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>会計学的に妥当であるか否か、疑問とすべきであろう。

## (2) 棚卸資産会計の目的

### ステートメント 2

「棚卸資産会計の主要な目的は、収益に適切な費用を対応させることによって所得を適正に決定することである。」

### ディスカッション

棚卸資産会計の目的は、ディスカッションでは、次のように述べられている。

「棚卸資産は財務上重要なものである。なぜなら、棚卸資産を販売することによって、あるいはそれを用いて生産された財貨・用役を販売することによって、収益が獲得されるからである。通常、そのような収益は、商品の取得・販売・・・という継続的反復的な営業過程ないし営業循環から発生する。どのような時点においてであれ、棚卸資産会計においては、その主要な目的は、実現利益を適切に決定するために、収益に対して適切な費用を対応させることである。かくして、ある一定期日における棚卸資産は、当期の収益とそれに吸収される原価とを対応させた後に手許に残留する商品に割り当てられる原価の残高である。この残高は、もし当該残高が繰越商品の最終処分から獲得されると期待される収益に適切に賦課される額を超過しない場合に限り、将来の期間に適切に繰越される。このような残高は、実務上、棚卸資産を構成する商品の評価過程を経て決定される。」

この論述の要旨は、次の点にある。すなわち、棚卸資産の財務上の特質はその取得および販売によって収益をもたらすことであり、棚卸資産の会計上の目的は当該収益に適切な費用を対応させることによって所得を適切に決定することである。したがって、未対応の原価が棚卸資産であって、それは将来において収益潜在力をもつことを前提として繰越される。要するに、会計目的観の転換に伴って、損益計算重視の観点から棚卸資産会計の目的が規定されているのである。

この「ステートメント」は、1930年代における損益計算重視という会計目的観の変化が棚卸資産会計の目的の変化に反映されたものである。このような動的棚卸資産会計観は、1930年代初期における同公報の作成過程において、幾度となく確認されてきた根本的思考である。

したがって、このような根本思考を反映して、この「ステートメント」および公報第29号においては、棚卸資産の言及に際しては、「価値」という言葉の使用は排除されて、「未回収原価」(unabsorbed cost)という表現が使用されているのである。この点について、同公報では、「どの時点においても、棚卸資産は、実質上、当期収益に吸収される原価を対応させた後に残留する残存価額である。」と述べられている。この論述は、動的会計観に立脚した動的棚卸資産会計観、したがって、また、動的棚卸資産観を反映したものであるという意味で、根本的にきわめて重要であるといえるであろう。

この「ステートメント」は、今日、あまりにも明らかであるため、繰返し説明する必要はないように思われるであろう。しかし、ヘリックによれば、「非常に多くの会計士が棚卸資産をまず第一にそれらの貸借対照表におよぼす影響から考えて、損益計算書への影響を副次的にのみ考えている」のであるから、「動的棚卸資産会計観」はいくら強調しても強調しすぎることはないのである。<sup>(9)</sup>

### (3) 本来的評価原則

#### ステートメント3

「棚卸資産会計の本来的基準は原価である。原価とは、一般に、資産取得のために支払われた価額、すなわち対価である、と定義されている。棚卸資産に関して、原価とは、原則として、次のような支出および費用の合計額を意味する。すなわち、当該商品を現在のような状態にしかつ現在の場所に持ってくるために、直接的または間接的に要し、かつ当該項目に適正に賦課することのできる支出および費用の合計額である。」

「ディスカッション」においては、次のことが述べられている。すなわち、棚卸資産会計における評価原則は会計の本来的基礎が原価であるという原則に調和していること、原価の決定原理の説明は易しいがその適用は困難であること、原価から間接費を完全に排除することは一般に容認された慣行をなすべきものではないこと等が述べられている。すなわち、「棚卸資産会計の本来的基準は原価である」とされるのは、「会計は、本来、原価に基礎をおくものであ

(9) Anson Hettick, Application of Accounting Research Bulletin No.29 to Inventory Pricing Problems, Journal of Accountancy, May, 1948, p.387.

るという原則に調和して、棚卸資産は原価で表示されるべきであるという前提がある。」からである。また、原価決定原理の実際的適用は、異った環境で起る問題の多様性の故に困難であり、当該適用が多様な実務慣行に必然的にさらされるからである。

重要なことは、棚卸資産会計の本来的基準は原価であること、および原価とは原始取得原価であるとされていることである。しかし、留意すべきことは、次のことである。すなわち、本来的基準という場合の“本来的”の表現は“primary”である。“primary”という表現は、それが elementary に比較して、「最初の」という意味を強調することを含意している<sup>(10)</sup>。したがって、“primary bases”とは、“第一次の”または“一応の”，あるいは“出発点としての”基準であるという意味を暗示しているのである。このことは、低価基準の本質を考察するにあたって重要であるから、銘記しておかなければならない。さらに、「棚卸資産原価からすべての間接費を排除することは、容認された会計手続を構成するものではないということも、認識されるべきである。」。このことも、ヘリックによって特別の意義深いものとして指摘されているのであって<sup>(11)</sup>、全ての間接費の排除は「貸借対照表表示における保守主義が第一に重要であると考えられていた時代に展開された<sup>(12)</sup>」ものであったのである。

要するに、損益計算重視という動的会計観を反映して、棚卸資産の本来的評価原則は原価であるとされている。原価原則は、公報第29号が作成される過程の当初から一貫して確認された原理であって、それは公報第29号に底流する根本原理なのである。

#### (4) 原価の流れの仮定

##### ステートメント4

「棚卸目的上、原価は、コスト・ファクターの流れに関する数個の仮定（例えば、先入先出、平均、後入先出）の中、何れか一つに基づいて決定してよい。方法を選択する目的は、一定の状況の下で、期間所得をもっと

(10) 『新英和大辞典』（研究社、昭和41年）、2149頁。

(11) Anson Herrick, Application of Accounting Research Bulletin No.29 to Inventory Pricing Problems, Journal of Accountancy, May, 1948, p.387.

(12) Ibid., p.387.



も明確に反映するような方法を選択することたるべきである。」

### ディスカッション

「売上収益に対応させるべき原価は売却された項目の個別原価でなくともさしつかえない。そのことは、特に、類似商品について購入時点と購入価格が異なる場合に妥当する。通常、これらの状況の下では、商品の識別は、購入時点と販売時点との間で消滅する。とにかく、多数の口で購入された原材料が同一で互換性がある場合には、個別原価の使用によっては最も有用な情報は産出されない。

このような事実から、期間所得を測定すべく実践的基準を与えるために、コスト・ファクターの流れに関する数個の仮定が展開され、かつ、当該仮定が一般に容認されることとなった。これらの方法には、異なる経済状態の下で「原価-売価関係」に関する多様性の存在することが認識されている。

かくして、販売価格が再生産原価の変動によって即座に影響されるところでは、コスト・ファクターの流れに関する“後-入-先-出”の仮定がより妥当である、と考えてよい。そのような「原価-売価関係」のない場合には、“先-入-先-出-法”または“平均法”を適用することがより妥当であろう。その他の状態では、値上を考慮しない棚卸資産評価手続、例えば、小売棚卸法が実践的でありかつ妥当である、と考えてよい。

標準原価は、もしそれが現在の状態を反映するように合理的間隔で調整されるならば、容認することができるであろう。事情によっては、ある企業では、容認された原価決定方法の中からある方法を、棚卸資産の一部またはその構成部分に対して適用し、当該棚卸資産の他の部分に対しては容認された他の方法を適用することが望ましい場合もあろう。

評価方法の選択は個々の状況に基づいてなされるべきであるけれども、もし一定の産業内の全企業によって統一的な棚卸資産評価法が採用されるならば、財務諸表が一層有用なものとなることは明らかである。」

要するに、個別法は、ある状況の下では、妥当ではなく、また実践的でもない。したがって、利益決定上の実践的評価基準を与えるために、「原価の流れの仮定」が展開され、それが容認されることになった。これらの仮定の妥当性に関する規準ないし選択原理は、「原価-売価関係」である。また、その他の

状況ないし一定の条件を前提として、小売棚卸法や標準原価も容認される。さらに、評価法の選択は個々の状況に基づくべきであるが、統一的方法が採用されるならば、財務諸表の有用性が一層高められることは明らかである。なお、評価法の適用単位は、棚卸資産の異なるごとに適用してよい。

この「ステートメント4」には、棚卸資産会計ないし評価法観に関して、きわめて重要な見解が述べられている。しかし、当該見解に関する考察は、本論の目的である低価基準論から逸脱することになるので、ここでは割愛することにした。

## (5) 低価基準

### ステートメント5

「商品の効用がもはやその原価と同じ大きさではなくなった時には、棚卸資産の評価に関して、原価主義からの離脱が必要となる。商品を通常の営業過程で処分するにあたって、品質低下・陳腐化・価格水準の変動またはその他の原因のためであれ、商品の有用性が原価以下になるであろうという証拠が存する場合には、その差額は当期間の損失として認識されるべきである。このことは一般に、そのような商品を通常時価とよばれるより低い水準で測定表示することによって達成される。」

### ディスカッション

この「ステートメント5」は、低価基準の研究に関する「聖句」に相当するものである。この「ステートメント5」に関して、「ディスカッション」では、次のように述べられている。

すなわち、「原価は、商品の効用がその取得以来減少していない場合に限って、満足することのできるものである。」から、商品の効用が損われた場合には、効用喪失分はその発生期間の損失として反映されるべきであること、そのために原価からの離脱が必要となること、そのような商品の効用が喪失される原因には損傷・品質低下・陳腐化・価格水準の下落またはその他の原因があること、そのような損失は“低価基準”によって測定され、したがって、低価基準は効用を測定し、そのことによって当期に計上される損失額を決定するための実践的手段を提供すること等が、述べられている。

ヘリックも、次のように述べている。すなわち、次期間の所得決定のために

商品の効用が喪失されたならば、いかなる喪失であれ、当該喪失はその原因のいかんを問わず当期の費用であると述べ、また、価格下落については、「同様に、恐らく、同じ程度に明らかではないけれども、もし正常な価格による・・・販売可能性が価格水準の変化によってさまたげられるならば、やはり同一のことが妥当するであろう。」<sup>(13)</sup>と述べている。つまり、ヘリックによれば、棚卸資産評価の目的は当期と次期に取得原価を適切に配分することであるから、問題は、次期間の所得に対応させるべき未販売商品の繰越原価を適切に決定することである。したがって、「この問題を解決するには、有用性に関する客観的テストが必要となる。熟慮の後、取替原価が、次年度に繰越されるべき原価部分のもっとも容認される決定基準である、と考えられている。」<sup>(14)</sup>のである。

要するに、「ステートメント5」および「ディスカッション」において重要なことは、次の点である。すなわち、「原価」とは「実質的原価主義」（すなわち、「回収可能原価主義」または「有用原価主義」）であることが明確に認識されていること、そのような有用性喪失の原価部分の実践的測定手段が低価基準であること、低価基準の適用対象である商品の有用性の喪失原因として「価格水準の下落」が損傷・品質低下・陳腐化・その他の原因等と同質視されていること等がそれである。つまり、「原価の実質性」（「有用性」または「回収可能性」）、「測定手続の実践的手段性」、および「有用性の喪失原因の同質性」という特質は、「低価基準の本質」を解明するにあたって、きわめて重要である。したがって、これらの特質は、銘記しておかなければならない。

特に、重要なことは、次の点である。すなわち、「ディスカッション」においては「低価基準」という表現が確かにみられるにしても、明らかに、低価基準は否定されているのである。すなわち、低価基準は実質的には否定されているながら、低価基準という用語が形式的には依然として存続しているにすぎない<sup>(15)</sup>のである。

(13) Ibid., p. 387.

(14) Ibid., p. 388.

(15) Ibid., p. 391.

平敷慶武稿「低価基準の呼称に関する用語について」（大阪府立大学『経済学研究』32巻2号，昭和62年1月）を参照されたし。

なお、重要なことは、ヘリックによれば、「原価主義と首尾一貫するために、取替原価を使用することは、多くの場合、取替原価が過去において一般に容認されていた意味とは異なる意味をもつように限定されている。」と指摘されていることである。この取替原価の限定について述べたのが、次の「ステートメント6」である。

## (6)時価の定義

### ステートメント6

「時価という用語は、それが低価基準 (lower of cost or market) という語句の中で用いられる時には、現在の取替原価 (事情のいかんによって購入か再生産による) を意味する。ただし、次の場合は除く。

- ①時価は純実現可能価額 (すなわち、通常の営業過程における見積販売価額から合理的に予測可能な完成および処分費を控除した額) を超過すべきではない。
- ②時価は純実現可能価額から正常利益概算額の引当額を控除した額より下回るべきではない。」

### ディスカッション

低価基準の意図は、棚卸資産支出の中から残留有用分 (residual usefulness) を測定する手段を提供することにある。したがって、時価は棚卸日における効用 (utility) を指すものであると解釈されるべきであり、当該時価は、同等の効用を確保するために棚卸日に通常の営業過程でなされなければならない支出相等額の観点から考えてきしつかえない。すなわち、本来的には、商品は購入ないし再生産によって取得されるから、一般的指標としては、効用は、当該商品の現在の「取得原価」によって指示される。

しかし、低価基準の適用にあたっては、常に、“判断” がなされなければならない。したがって、損失をこうむったことが証拠によって明確に指示されなければ、損失は認識されるべきではない。それゆえ、「取替原価」基準には、例外が存在する。すなわち、取替原価が純実現可能価額より大きい場合には、効用の測度として、取替原価は妥当ではなく、純実現可能価額が妥当である。また、原価が通常の営業過程でほぼ正常利益をともなって回収されることが証拠によって指示される場合には、たとえ取替原価がより低くても、損失は認識

されるべきではない。このことは、次のような場合に妥当する。たとえば、固定価格による確実な販売契約に基づく生産の場合や安定した販売価格で将来における相当量の注文が保証されている場合が、それである。

「ステートメント 6 は、文字通りの規則としてよりも、むしろ指針たることを意図している。なぜなら、棚卸資産評価のおかれた状況はきわめて多種多様だからである。」

「ステートメント 6」は、同公報で示された目的に照らして、また棚卸資産の形態・内容の構成を当然に配慮して、現実的に適用されるべきである（例えば、委員会の考えるところでは、もし適当な値下が当期に行われておれば、小売棚卸法はここで述べられている目的を達成する）。また、委員会の認識によれば、一連の期間にわたって企業に損失が予測されるからといって、次期の経営活動に固有の損失を相殺するために棚卸資産は切り下げられるべきではないのである。

要するに、「ステートメント 6」および「ディスカッション」の趣旨は、次の点にある。すなわち、低価基準の目的は支出の中の残留有用性を測定することにある。したがって、棚卸資産の支出相等額が測度たる時価であって、時価は取替原価であること、低価基準の適用には「判断」が不可欠であって、「時価」には上限および下限の制約条件が必要であること、「ステートメント 6」の意図は文字通りの規則としてよりも指針たることであって、その適用は現実的になされるべきこと等が、その趣旨である。

「ステートメント 6」に関して、その特徴および留意すべきことは、次の点である。

すなわち、(イ)公報第29号を作成するために、会計手続委員会による研究は長期間におよんだ。その際、多大の議論をかもしだしたのは「ステートメント 6」であった。そのことは、「事実、委員会の委員の間には、あらゆる種類の多様な意見と微妙な意見の相違があったのである。多くの相反した意見は議論によって調和された<sup>(16)</sup>・・・」という論述から明らかである。したがって、(ロ)「ステートメント 6」は妥協の産物であること、(ハ)「ステートメント 6」は実

---

(16) Ibid., p. 389.

践的観点から重要であること、(ニ)正常利益を考慮した切下げ評価は所得の期間的移転をもたらすものではないこと、(ホ)「ステートメント6」は時価の定義ではなくて原価（すなわち、「回収可能原価」または「有用原価」）の定義であること等が、それである。

特に、最後の点は、根本的に重要な特徴である。すなわち、低価基準観に関して、公報第29号においては、単純に原価と時価を比較して低い価格を附すといういわゆる伝統的な原価時価比較低価基準は否定され、低価基準は原価主義（すなわち「回収可能原価主義」または「有用原価主義」）の観点から本質的に理解されているから、時価自体が原価配分の基礎的測度となることはありえないのである。すなわち、公報第29号の本質的立場からは、低価基準（「原価時価比較低価基準」）という用語は廃棄されるべきである。それにもかかわらず、当該用語は、永い間の慣行的用語であるために、実践的配慮から使用されている。それゆえに、「ステートメント6」は「時価の定義」として表現されているのである。しかし、その表現は形式的であって、当該定義は本質的には有用原価を限定しているのである。つまり、公報第29号における低価基準は有用原価主義であって、その有用原価主義を実施するための規定が「ステートメント6」であるから、当該ステートメントは有用原価の範囲を限定したものである。

### (7) 棚卸単位

「棚卸資産の性格および構成のいかんによって、低価基準は、各項目別に適用してもまた棚卸資産全体（あるいは、場合によっては、各主要な分類中の構成項目全体）に適用しても、何れも適切であると考えてよい。適用方法は、期間所得をもっとも明確に反映するような方法でなければならない。」

### ディスカッション

「棚卸資産を“時価”まで引き下げる目的は、期間所得を公正に反映するためである。低価基準の適用に関するもっとも一般的な慣行は、棚卸資産を各項目別に適用することである。

しかし、最終製品がたった一種類しかない場合には、全在庫品一すなわち、棚卸資産全体一のもつ原価の効用が、会計目的上もっとも大きい意味

をもつとみてよい。したがって、個々の項目を時価まで引き下げること、もし棚卸資産全体の企業に対してもつ効用がその原価以下とはならない場合には、必ずしももっとも有用な結果をもたらすとは限らない。このことは、現在の仕入原価または製造原価の一時的または軽微な変動によっては販売価格が影響されない場合に妥当する。同様に、主製品または営業の種類が二種以上ある場合には、主要な分類内の項目全体に対して低価基準を適用することによって、所得決定がもっとも有効になされることになるであろう。」

要するに、低価基準の適用単位は、期間所得を公正に反映するように選択されるべきである、と論定されている。したがって、各項目別適用が慣行的ではあるが、全在庫品またはグループ別の適用単位も、期間損益計算上妥当視される場合もあるのである。

同一分類に属する完成品の構成項目について、各項目が数量的に均衡している限り、継続的適用を条件として、低価基準は棚卸資産の全項目に対して適用してよい。したがって、構成項目について、ある項目の価格の下落額と他の項目の価格上昇額とが等しく、両項目が数量的に均衡している限り、所得の喪失は予測されないから、棚卸資産を切り下げるにはおよばない。

しかし、各構成項目間に数量的均衡が存在しない場合には、超過分について慣行的な項目別の適用がなされるべきである。このことは、「関連性のない製品や回転率が大きく異なる製品の生産に投入される項目に対しても、また、妥当するであろう。」と考えられている。また、分類を決める有効な方法が実施不可能であれば、低価基準は、棚卸資産の各項目に対して適用されるべきである、とされている。

なお、評価損の表示に関しては、次のように述べている。すなわち、「低価基準の適用によって重大かつ異常な損失が生ずる場合がある。そのような場合には、当該損失は、“売上原価”として表示される棚卸資産の費消額とは区別して、別の費用として損益計算書で表示することが一般に望ましい。」と述べられている。

## (8) 評価基準と継続性原則

### ディスカッション

「棚卸資産の表示基準は、継続的に適用されるべきであり、しかも、財務諸表において公開されるべきである。表示基準に関して重大な変更がなされた場合には、変更の性質、および変更が重大である場合には、所得への影響も公開されるべきである。」

#### ディスカッション

要するに、評価基準の選択適用が継続性原則に反するならば、当該違反は期間損益額に不当な影響をおよぼし、かつ、変更前後の財務諸表の解釈に重大な影響をおよぼす恐れがある。したがって、変更がなされた場合には、変更の性格、所得の影響も完全に公開されるべきである、と述べられている。

ところで、「評価基準と継続性原則」との関係が、公報第29号においては、付随的に言及されている感がある。しかし、それは、評価基準と継続性原則との関係が軽視されていることを意味するものではなくて、「継続性原則」が米国会計学の発展過程における象徴的な会計原則として確立されたあまりにも重要な自明の原則だからである。

### (9) 例外的評価基準

#### ステートメント9

「棚卸資産を原価以上の価額で表示しても、妥当とされる場合がある。それは、例外的な場合に限られる。その例は、貴金属である。貴金属は重大な販売費をとまわらない確定的な貨幣価値をもつから、それは当該貨幣価値額で表示してよい。さらに、例外的に妥当な評価として容認されているのは、次の場合である。すなわち、適切な原価概算額の決定が不可能な場合、市場相場で即時に販売可能な場合、および互換性の特性がある場合がそれである。

商品が原価以上で表示される場合には、当該事実は完全に公開されるべきである。」

#### ディスカッション

収益は販売基準で認識されるのが一般である。しかし、次の場合には、棚卸資産は、例外的に販売価格で評価してよい。すなわち、金・銀または農産物・鉱産物がそれである。前者は市場が政府によって統制され固定価格が存在する場合であり、後者は原価の近似値が算定困難な場合である。



これらの棚卸資産は純実現可能価額で表示されるが、採用された基準は十分に公開されるべきである。

#### (10) 確定仕入契約と低価基準

##### ステートメント10

「確定購入契約の棚卸資産に発生した純損失は、棚卸資産損失と同様な方法で測定される。当該損失が重大であれば勘定に計上され、かつ、その金額は損益計算書で別々に表示されるべきである。」

##### ディスカッション

「ディスカッション」においては、要するに、次のように述べられている。

すなわち、低価基準は、確定購入契約のなされた棚卸資産に対しても、適用されるべきである。その際、損失が重大であれば、当該損失は勘定で認識され、かつ、損益計算書で別々に表示されるべきである。他方、実現可能価額が確定販売契約等によって保証される場合には、買付契約の効用は損われなから、損失は生じないのである。

ペイントは、確定購入契約の棚卸資産に対して低価基準を適用することに反対している。その理由は、恐らく、当該適用が超保守的だからであろう。

#### IV. 会計研究公報第29号への反対論

公報第29号は、会計手続委員会の委員21人の中、19人の賛成投票によって採択されたものである。賛成者の中、ティリーは条件付賛成である。他方、残りの二人、すなわち、ペイトンとペルベは、反対論者だったのである。そこで、公報第29号への理解を深めるために、これらの反対論者の見解も考察しておく必要があるだろう。

まず、ティリーは、公報第29号そのものには賛成している。しかし、「ステートメント6」の一部とそれに関する議論に反対しているのである。すなわち、純実現可能価額が原価より高い時に、ただ単に取替原価が原価より低いという理由だけで原価以下に切り下げることが規定していることに反対している。つまり、ティリーは、原価が純実現可能価額を超過しない限り、取替原価とは無関係に繰越価額の適切な測定値は原価である、と確信しているのである。

また、ペルベは、次の理由から反対している。すなわち、ペルベの考えるところによれば、通常、棚卸資産は回収可能原価を下回る価額で繰越すことが好ましいからであり、このことは、特に、完成品の形態でしか販売できないような製品や半製品の場合には妥当するからである。低価基準の適用によって必然的に所得の移転がもたらされることは、ペルベも承認している。しかし、ペルベは、次のことに反対しているのである。すなわち、原価が純実現可能価額以下である時に、たとえ公報29号におけるごとく制約条件が時価に対して付されている場合でさえ、「時価」として取替原価が使用されることによって所得の期間的移転が不必要に強化されることに反対しているのである。

さらに、ペイトンは、次の理由から、公報第29号に反対している。すなわち、(イ)混乱をきたすような“低価基準”という用語が保持され、しかも、当該方法が強調されていること、(ロ)実際原価の取替原価超過額が、たとえ処分によって損失をこうむる恐れがない場合でさえも、当期収益に賦課されることを要請していること、(ハ)ある場合には、棚卸資産価額の決定にあたって予期される“正常利益”が見積られかつ使用されるべきことが要請されていること、(ニ)取替原価の理論的矛盾、すなわち、取替原価は価格下落時には所有者および経営者にとって有意義であるが、価格上昇時には勘定ないし財務諸表で留意するには値しないという理論が明らかに容認されていること、(ホ)未決の仕入注文に関する予想される将来の損失が当期収益にチャージされるべきことを要請していること等が、それである。

要するに、反対論者の反対理由にみられる共通点は、「ステートメント6」にある。すなわち、反対論は、「時価」としての取替原価の妥当性如何に集中している。つまり、純実現可能価額との関係で原価の回収が見込まれるのであれば、取替原価が下落しても引き下げられるべきではない、と主張されているのである。特に、ティリーは損失が生じない場合に損失を計上することに反対し、ペルベは利益が過度に期間的移転をすることに異論をとらね、ペイトンは、損失とはならない場合に損失を計上すること、しかも予想される“正常利益”を計上することに反対している。したがって、少なくとも、ティリーとペルベは、時価として純実現可能価値説を重視していると理解され、また、ペイトンは取替原価の非論理性—取替原価の下落は考慮されるがその上昇は考慮され

ないこと一に対して特に批判的であると理解される。

## V. 会計研究公報第29号と同43号との比較

公報第29号は、そのほんの一部が改訂され、1953年に、会計研究公報第43号（第4章「棚卸資産の評価」）として公表された。

公報第43号こそは棚卸資産会計に関するバイブルであって、公報第29号に底流する基本思考は公報第43号においてもほとんどそのまま継承されている。公報第29号と同43号の相違は、主として形式的なものである。すなわち、表現の修正、説明の補充、言葉の削除、および用語の等一等がそれである。これらの相違点は、比較対照すれば、次のようになるであろう。

### 公報第29号と同43号の相違点

公報第29号	公報第43号
<p>A 修正</p> <p>1. 表現上の修正</p> <p>(1) クォーテーション・マーク (ステートメント1における “inventory”)</p> <p>2. 字句の修正</p> <p>(1) in other situation</p> <p>(2) with production under firm sales contracts (「ステートメント6」に関する「デ ィスカッション」の第8番目の文)</p> <p>(3) ...in this Bulletin (「ステートメント6」に関する「デ ィスカッション」の第10番目の文)</p> <p>(4) ...to the individual items com- prising the excess... (「ステートメント7」に関する「デ ィスカッション」の第三パラグラフ の第1番目の文)</p> <p>(5) In case in which such... (「ステートメント9」に関する「デ ィスカッション」の第4番目の文)</p>	<p>A 修正</p> <p>1. 表現上の修正</p> <p>(1) イタリック (<i>Inventory</i>)</p> <p>2. 字向の修正</p> <p>(1) in some situation</p> <p>(2) in the case of production under... (「ステートメント6」に関する「デ ィスカッション9」の第8番目の文)</p> <p>(3) ...in this chapter (「ステートメント6」に関する「デ ィスカッション10」の第2番目の文)</p> <p>(4) ...items constituting excess...  (「ステートメント7」に関する「デ ィスカッション13」の第1番目の 文)</p> <p>(5) where such... (「ステートメント9」に関する「デ ィスカッション16」の第5番目の文)</p>

B 補充

(1) なし

(2) なし

(3) 「ステートメント4」に関する「ディスカッション」の第1パラグラフの第9番目の文（即ち，“standard cost, if adjusted at reasonable intervals to reflect current conditions, are acceptable”）

C 削除

「ステートメント4」に関する「ディスカッション」の第5, 6, および7番目の文。

（即ち、「これらの方法には、異なった経済状況の下で、原価と売価の関係が多様に存在することが認識されている。かくて、販売価格が再生産原価

B 補充

(1) 新設追加補充

（「ステートメント4」に関する「ディスカッション6」における第2番目のセンテンス。即ち，“while in some lines...and costed on this basis, ...”）

(2) 新設追加補充

「ステートメント4」に対する「ディスカッション6」の第4番目の文中の括弧内の語句。即ち，such as first-in first-out, last-in fast-out.

(3) 註記事項への転化，及び追加補充

左の文が、「ステートメント4」に関する「ディスカッション6」の第4番目の文への「註記3」として注記され、次の訳文中の二重括弧の文が追加されている。即ち、「標準原価は、現在の状態を反映するために、適当な間隔をおいて調整され、『その結果、貸借対照表日に於て当該標準原価が一般に承認されている他の基準によって決定された原価に合理的に近似する場合には』、容認することができる。『このような場合に於ては、その関係を明示するために、例えば、“先入先出原価に近似する原価”、またそれが標準原価であることを表示しようとする場合には、“平均原価に近似する標準原価”という説明がきを付す必要がある。』」

C 削除

左の文が削除されている。

の変化によって即時に影響されるところでは、原価の流れに関する“後入先出”の仮定がより適切であろう。そのような原価-売価関係の存しない事情の下では、“先入先出法”ないし“平均法”がより適切に利用されえよう。」

**D 用語の統一  
usefulness**

(「ステートメント5」の第1番目の文中にある。)

**E 反対論者**

(1) virgil S. Tilly (条件付賛成)

(2) Mourice E. Peloubet  
(時価に関する見解に対して)

(3) W. A. Paton  
(公報の公表に対して)

**D 用語の統一  
utility**

**E 反対論者**

(1) C. Oliver Wellington

「註記2」に対して。即ち、後入先出法の場合に対する切放方式の適用に対して。

(2) Perry Mason  
実現原則の観点からする低価基準の非一貫性に対して。

(3) Mourice E. Peloubet  
所得の期間的移転をもたらすことに対して。

公報第29号と同43号に関して、低価基準論との関係から一応離れて、両者の相違点を指摘すれば、次のようになるであろう。

まず、公報第29号に存在していた「原価-売価関係」が公報第43号から消滅していることである(上記の相違表中の(c))。すなわち、公報第29号においては、先入先出法・後入先出法等の各評価法の説明原理として「原価-売価関係」がとられていたが、当該「原価-売価関係」は公報43号では消滅しているのである。なぜ「原価-売価関係」は消滅したのだろうか。それでは、公報第43号における評価法の説明原理は何であるだろうか。この問題は、棚卸資産会計について考察する場合には、きわめて重要である。しかし、その考察は本論の主題である低価基準論から逸脱するので、ここでは割愛することにしたい。

次に、評価法の説明原理である「原価-売価関係」は肯定されるか否かの関連から、個別法の肯定如何が問題となる。すなわち、比較表のB(1)から明らか

なごとく、「ステートメント4」に関する「ディスカッション」において、「  
・ ・ ・ある種の企業では、個々の項目は、仕入時点から販売時点までを通して、  
明確に識別され」という論述が、公報第29号にはなく、同43号にはみられる。  
この相違は、きわめて漠然としたかつデリケートではあるが、次のことを意味  
するであろう。すなわち、公報第43号とは対照的に、同29号においては、個別  
法が否定されていたか、またはより消極的にしか肯定されていなかったことを  
意味する、と理解することができるであろう。なぜなら、1947年7月に公表さ  
れた公報第29号が、「1943年ステートメント」の影響を大きく受けて、評価法  
の説明原理を「原価-売価関係」に基礎づけているからであり、他方、個別法  
は「原価-売価関係」とは無関係だからである。これに対して、公報第43号に  
おいては、明らかに、公報第29号の立脚していた「原価-売価関係」は消滅し  
ているからである。したがって、公報第43号においては、同公報第29号とは異  
なり、むしろ、各評価法は「原価の流れの仮定」に立脚して個別法の体系ない  
しその延長線上にあるものとして理論化されている、と理解される。

しかし、デイン (Raymond C. Dein) は、公報第43号における個別法に  
関して、否定的見解をとっているのである。当該見解は、デインが次のよう  
に論じていることから、理解できるであろう。すなわち、「公報第43号におい  
ては、“個別法”がきわめてあいまいな根拠から拒絶されていることは、注目  
してよい。」<sup>(17)</sup>と述べられているのである。

個別法に関する考察も、棚卸資産会計上きわめて重要な問題ではある。しか  
し、当該問題は本論の主題である低価基準論から逸脱するので、ここでは割愛  
することにしたい。

ところで、公報第29号と同43号との異同に関して、細部にわたる相違点ま

---

(17) Raymond C. Dein, "Inventory Cost", in Morton Backer ed., *Modern Accounting Theory* (New Jersey, 1966), p.168.

もっとも、ステートメント4に関する「ディスカッション」の冒頭の文（すなわち、「売上収益に対応されるべき原価は、個別原価でなくてもさしつかえない…」）の表現からは、当然に個別法を肯定した上で、その実践性の観点から「原価の流れの仮定」をもつその他の評価法が展開されているとも理解することはできるのではあるが、要するに、個別法の肯定の根拠が不明確であるということだけは確かであろう。

でかかげたのは、低価基準論との関係において、次の問題点を指摘し、かつ、解明しなければならなかったからである。すなわち、比較表中のDにみられるごとく、「ステートメント5」に関して、公報第29号においては、第一番目の文では“usefulness”の言葉が使用され、また第二番目の文では“utility”の術語が使用されている。しかし、このような用語の相違は、公報第43号においては統一され、共に“utility”という用語で表現されているのである<sup>(18)</sup>。問題は、このような用語の統一は単なる用語上の形式的統一にすぎないのか、それとも実質的意義があるのかということである。要するに、「有用性」(“usefulness”)と「効用」(“utility”)とは、同質の概念か否かということである。

この問題に関して、もし「効用」概念を経済学的な主観的価値概念として理解するならば、『ステートメント5』はまったく不可解なものとなるであろう。すなわち、同ステートメントでは、種々の原因に起因する商品の「効用」の下落による効用の原価からの離脱、および原価と「効用」との差額は時価によって指示されることが述べられている。しかし、「効用」が主観的概念である限り、当該「差額」の算定は不可能なのである。この点に関して、チェインは、「このステートメントには、一部、非常に不適切な用語がみられる。その最たるものは、『商品の効用が原価以下になるような証拠』と述べていることである。」<sup>(19)</sup>と指摘し、次のように述べている。すなわち、「『効用』という術語は、典型的には、特定の市場に参加するか否かを比較考量している消費者の主観的な反応を示す<sup>(20)</sup>」ものであり、他方、「『原価』という用語は、仕入または製造指図書のような取得—総計書類から得られた平均—単位—計算を指している<sup>(21)</sup>と思われる。」から、「二つの用語（効用と原価—引用者註）に適用される測定単位は異なるので、計算を行うことは不可能である・・・」<sup>(22)</sup>と論じている。したがって、ステートメント5における第二番目の文、すなわち、「このような

(18) このように、「有用性」から「効用」に用語が変更されたという事実は、ホームズによっても指摘されている。William Holmes, *The Market Value of Inventories: A Review*, *Journal of Accountancy*, March, 1964, p. 58.

(19) Raymond C. Dein, *op. cit.*, p. 168.

(20) *loc. cit.*, p. 168.

(21) *loc. cit.*, p. 168.

(22) *loc. cit.*, p. 168.

『差額』は、当期の損失として認識されるべきである。」という論述における「差額」は客観的に測定することは不可能である。それゆえ、「ステートメント5」は「・・・適正な棚卸資産価額を算定するにあたって実務上の有用な指針を与えるものではない。」<sup>(23)</sup>のであって、「せいぜい、それは、棚卸資産実務に『時価』概念を導入する根拠を与えるものであるように思われる。」<sup>(24)</sup>と、デューインは結論している。

また、公報第43号の『ステートメント5』にみられる“utility”の翻訳にあたって、番場教授は文字通り「効用」と訳し<sup>(25)</sup>、他方、渡辺教授は「有用性」と訳している<sup>(26)</sup>のである。

このように、公報第43号にみられる“utility”概念に関して、オーソリティの間にも明らかに見解の相違がみられる。それでは、一体、何れの見解、したがって、何れの「訳語」が正しいのであろうか。少なくとも、公報自らは、すなわち、会計手続委員会自身はどのように理解していたのであろうか。

結論的にいえば、一見奇妙ではあるが、渡辺説および番場説の両見解ないし「訳語」は共に正しいのである。すなわち、公報第43号自体の立場としては、「効用」(utility)と「有用性」(usefulness)の両概念は同質的であると理解されているのである。このことは、公報第43号の「ステートメント6」に関する「ディスカッション9」にみられる次の論述から理解できるであろう。すなわち、「低価基準が意図しているのは、棚卸資産支出の中の残存有用性 usefulness を測定する手段を提供することである。それゆえ、時価という用語は、

(23) loc. cit., p.168.

(24) loc. cit., p.168.

(25) 同翻訳は、日本租税研究協会・棚卸資産委員会著『棚卸資産会計』（中央経済社、昭和31年）の附録3にみられる。この翻訳は、公式には、「棚卸資産委員会」の訳であり、しかも「仮訳」である。しかし、当時、棚卸資産会計・起草委員会の5人の委員の中に番場嘉一郎教授 および 新井益太郎講師が加っていたことから推測して、同翻訳を「番場訳」と理解した次第である。

(26) 渡辺進・上村久雄訳『棚卸資産評価』—アカウンティング・リサーチ・プレティン—、『産業経理』17巻1号、123-128頁。

なお、この渡辺教授の翻訳においては、「ステートメント4」および同「ディスカッション」ばかりでなく、同公報43号にみられる“utility”という用語がすべて「有用性」と訳されている。



棚卸日における効用 *utility* を指すものと解釈されるべきである。したがって、当該時価は、同等の効用を産出するために、棚卸日に通常の営業過程でなされるべき同等の支出という観点から考えてよい。」と述べられている。つまり、有用性と効用は同義的に把握されていることが理解されえよう。さらに、両用語が同義であることは、ホームズ (William Holmes) が次のように論じていることから理解される。すなわち、「・・・改訂された公報においては、ステートメント5における『有用性』(usefulness) という言葉は、第二番目の文に用いられている言葉と一致するように『効用』(utility) という言葉に変更された。もとのコンテキストからみて、『有用性』と『効用』とは、委員会の意見では、明らかに、同義語である。」<sup>(27)</sup>と述べていることから、理解できるであろう。

ところで、「有用性」と「効用」に関する用語上の問題は、一見、単なる用語の形式的な統一ないし修正にしかすぎないように思われるであろう。このような用語上の問題を、あえて問題として取り上げる意義は何であるだろうか。それは、他でもない、「有用性」ないし「効用」概念をいかに理解するかが低価基準の本質観、したがってまた、低価基準における重要な問題である時価論に本質的に関係してくるということである。すなわち、公報第43号においては、「有用性」と「効用」が同義語として理解されているために、低価基準は「有用原価主義」または「回収可能原価主義」として規定されているのである。

なお、公報第29号および同43号に関して、低価基準との関係で留意すべきことは、低価基準は後入先出法が採用されている場合にも適用可能であり、したがって、両評価法の併用は妥当性をもつと理解されることである。もっとも、その理由については、推察するしかない。なぜなら、同公報では、低価基準と後入先出法の関係についてはまったく論じられていないからである。推察によれば、当該理由は、次のように考えることができるであろう。すなわち、公報においては、低価基準は実質的には原価主義であるとされ、後入先出法は無論原価主義である。したがって、低価基準は後入先出法と等しく原価主義として

(27) William Holmes, op. cit., p. 58.

同質であり、また、後入先出法も他の原価法と等しく原価主義として同質である。それゆえ、低価基準との併用に関して、後入先出法とその他の原価法とを区別すべき根拠は存在しない、と理解されるのである。すなわち、低価基準と後入先出法は共に原価主義であるから、両評価法の併用は妥当であり、かつ、低価基準の適用に関して、原価法である後入先出法と他の原価法とを区別すべき根拠は存在しないのである。

## VI. むすびに代えて

これまで、公報43号等について、同公報を作成した米国会計士協会・会計手続委員会の立場に立脚して、事実解釈を試みてきた。

この事実解釈から、特に、低価基準の考察にあたって重要なことは、「ステートメント3, 5, および6」をいかに理解するかということである。このことは、我国のオーソリティの間でも、これまで幾度となく議論がなされてきたにもかかわらず、今なお「決着」のみられない根本的問題である。すなわち、会計手続委員会の立場からみて、(1)低価基準は原価主義であるか、(2)単なる時価下落は「損傷等」と同質であるか、および(3)「時価」とは何か等が、本質的に問題である。

さらに、公報43号の事実解釈からみて、重要なことは、同公報の一般的特徴を明確にする必要があるということである。この点も、従来、我国のオーソリティの間では不明確であったとってよいであろう。

したがって、次の課題は、これらの根本的問題について考察することである。しかし、その考察は又の機会に譲らなければならない。